

香川県計量検定所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第7号**

香川県計量検定所規則の一部を改正する規則

香川県計量検定所規則（平成5年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査用具の貸付期間) 第12条 検査用具の貸付期間は、7日を超えない範囲内とする。<u>ただし、所長が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(検査用具の貸付けの期間) 第12条 検査用具の貸付け期間は、7日を超えない範囲内とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。